

平成 27 年度第 2 回社会福祉審議会議事録

○ 日時：平成 28 年 2 月 18 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時

○ 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室

○ 参加：

[出席委員] 13 名

木村委員、河端委員、高橋委員、金子委員、稲川委員、井上委員、小野委員、鈴木委員、和田委員、前川委員、近藤委員、藤野委員、杉山委員

[欠席委員] 2 名

北林委員、桐原委員

[事務局・担当課]

健康福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課

【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 新規事業等の進捗状況について
 - (1) 高齢者生活支援サービスについて
 - (2) 障害者差別解消法に対する対応について
 - (3) 生活困窮者自立支援事業について
4. 大和市社会福祉会館条例の廃止について（報告）
5. 今後のスケジュールについて
6. その他
7. 閉 会

以下、要旨記録

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 新規事業等の進捗状況について

(1) 高齢者生活支援サービスについて

担当課より資料に基づいて内容を説明。

委員 この事業はどれくらいのスパンで展開していくことを考えているのか。

担当課 早ければ早い方がいいとは思いますが、地域に入って話し合いを重ねていく中で、理解を得られないまま進めるということとはできない。なかなか進まない地域については行政がサポートしながら、なるべく早く展開できるようにしていく予定。

委員 自治会や地区社協などさまざまな組織が居場所づくりに取り組む中で、市が数年前から取り組んでいる「茶OH!」の現状を知りたい。また、「茶OH!」は、高齢の方から子育て中の方まで幅広く参加されており、まさに横断的な居場所だと考えているが、今後どのように展開され、他の居場所づくりとつながっていくのか教えてほしい。

- 担当課 まず、高齢者生活支援サービスにおける居場所づくりについては、既に地域にいくつかサロンのようなものがあれば、拠点は拠点として最低限の機能があればよいかもしれないが、逆に拠点が地域の居場所になることもあろうかと考えている。
- 担当課 「茶OH！」については、行政が主導で行っている活動ではなく、地域の方が自発的に行なっているものである。自宅を開放して開催しているものもあれば、自治会館で開催しているものもあり、定期的に開催されているものは現在3カ所、その他不定期に開催されているところが数カ所ある。行政の関わり方としては、後方支援ということになるので、広報等で活動の周知をしている。
- 委員 ぷらっと事業はこの高齢者生活支援サービスの中に入っているものなのか。
- 担当課 ぷらっと事業は別物である。
- 委員 居場所づくりで、地域で既に自発的に始めているものについては、もし市に提案等をした場合、資金的な援助などをどのくらい検討してもらえるものか。どのような扱いになるのか。
- 担当課 すでに民生委員、老人クラブ、自治会などさまざまな組織が居場所づくりを行っている地域もある。そして、今後それらが第2層の協議体として発展していくことが考えられる。個別に行うのではなく、基礎的構成団体が第2層の協議体の中で、そのエリア全体の話として話し合っていくことが重要。第2層協議体の事業となれば、介護保険法の中で支援できることがある。
- 委員 拠点づくりについては、具体的にどのような場所を想定しているか。
- 担当課 地域の中にどのような資源があるかが、地域によって全く異なる。また、介護保険法による協議体への支援にも上限があるので、拠点の整備にあてるか、コーディネーターの配置にあてるか、事業を行うことに使うか、なども地域によって異なると考えている。地域によっては、第2層の協議体を構成している団体のひとつである社会福祉法人が、施設の一部を提供してくれるというところもある。そのため、地域で話し合っていて決めていくことが必要だと考える。
- 委員 第2層の協議体を立ち上げるには、各団体の委員、会員等への説明が非常に重要である。また、団体ごとに、協議体に対して異なるイメージを持っているので、なかなかまとまりにくいことが考えられる。協議体を立ち上げ、各構成団体をまとめるためには、コーディネーターが専門的知識を持っていることが必要ではないか。コーディネーターの配置を地域に任せるのではなく、例えば、市社協のボランティアセンターから各協議体、準備会に、中立的で専門的な職員を要請があれば派遣する必要などがあるのではないか。
- 担当課 参考にさせていただく。
- 委員 コーディネーターには、コミュニティソーシャルワークの研修が必要。拠点においては、維持費をどうしていくかが課題。他市では、拠点に地域包括支援センターを入れることで、地域包括支援センターが場所の費用を負担している例もある。また、対象者横断型の拠点整備の補助金を活用する方法もある。
- 担当課 介護保険法による支援でも、拠点の整備が重要だと考えられているため、維持費に対する補助もある。
- 委員 高齢者生活支援サービス構築研究会には様々な団体のメンバーが参加していたということだが、具体的にはその団体から誰が参加していたのか。全エリアからメンバーが参加していたのか。
- 担当課 研究会には、自治会連絡協議会の副会長や市社会福祉協議会会長、市民生委員児童委員協議会

会長、声かけをしたNPO法人の代表者、地域包括支援センターなどに参加していただいた。

委員 自治会連絡協議会は副会長のみ参加ということだが、自治会ごと、もしくはエリアごとの意見・要望を反映させる予定はあるか。

担当課 まず、自治会連絡協議会の3役にご説明をしたあと、3月上旬に理事に説明を予定。その後、地域ごとで、という話は各理事と調整予定である。

委員 自治会連絡協議会は理事が15人おり、それぞれのブロックの理事が各自治会の意見をまとめて、それを反映していこうということになっている。15のエリアに分かれているため、11地区にまとめる方向になると思うが、コーディネーターの役割が非常に重要になってくると思う。

(2) 障害者差別解消法に対する対応について

担当課より資料に基づいて内容を説明。

委員 障害者差別解消法の概要の中に、相談及び紛争の防止のための体制整備とあり、これは既存の相談機関を使って、ということになっていたかと思う。この件について、対応規定が作られ、一定のレベルが保たれることと思うが、対応の規定だけでなく、周知についてはどのようにしていくのか。

担当課 当事者へのヒアリングの中でも、障害者差別解消法への対応以前の課題として、職員全体が障がいに対する理解をもっと深めてほしいというご意見があった。これに対しては、管理職対象の研修や、人財課と検討中であるが、新採用職員研修に入れていくことを考えている。

委員 障害者差別解消法の上位に、障害者権利条約の批准があると思うが、障害者権利条約では、一貫したテーマとして、当事者参加を非常に重視しているということがある。障害者差別解消法においても、当事者にどのように周知していくのかということについて、当事者といっても、親の会から、施設に通いながら地域で生活している知的、精神障がいの方までいろいろな方がいる。そうした当事者の方と話し合いながら進めていくことが一番良いのではないか。知的障がいの分野では、20年ほど前にご本人たちの意見をまとめて、あおぞら宣言という、知的障害者権利宣言を県で作ったが、その際に具体的な事例がたくさん出てきた。このようなものを参考にして、実際に障がい者の方たちがどのような差別を受けたのか具体的な事例があると、障害者差別解消法の理解も進むと考える。また、障害者差別解消法と障害者虐待防止法の内容が重なる部分もあるように見えるので、それぞれを分かりやすく説明する必要があると思う。

担当課 当事者等への周知については、5月に予定している講演会をメインに行う考えである。また、当事者の声については、障害者差別解消支援地域協議会のメンバーにご家族やご本人を加えた中で意見をいただくことを想定している。ヒアリングの中で、職員に当事者の生の声を聞いてほしい、というご意見もいただいているので、直近の職員研修では厳しいかもしれないが、直接当事者の声を聞く企画も考えられる。障害者差別解消法と障害者虐待防止法のすみわけについては、どちらも人権に関することで重要だと考えている。法律は施行されるが、実際の内容については、今後当事者やご家族と話し合っていきたい。

(3) 生活困窮者自立支援事業について

担当課より資料に基づいて内容を説明。

- 委員 市民から、自立支援相談窓口が分かりづらいという声を聞いている。もう少し分かりやすい名称に変えるという検討はされているか。
- 担当課 全国的にいろいろな名称がある。ただし、名称の問題だけでなく、そもそも情報があまり行き届いていないという理由もあると思う。名称については今後も検討していく。
- 委員 生活困窮者自立支援事業は出口のない事業と言われていたが、住居確保給付金の決定数を見ると結構多いと考える。就労者数と増収者数の違いは何か。
- 担当課 相談に来られた方の中で、必要だと思われる方には申請を勧めている。申請から決定までに時間の差があり、申請数と決定数に差があるが、残りの申請者も決定されると考える。就労者数は、もともと失業していて、相談を受けている中で就労できた人数を示しており、増収者数は相談を受ける中で収入が増えた人数を示している。
- 委員 自立支援相談窓口の職員のアイデアで賞味期限が切れる前の食糧を募集し、社協だよりでも周知したところ、たくさんの寄附があったため、必要だと思われる時に提供している。このように、受託している社会福祉協議会で付加価値をつけてサービスを提供している。
- 担当課 生活保護だけでなく、生活困窮者自立支援事業においても、制度的に即時に支援ができるものではないため、助かっている。
- 委員 神奈川県社会福祉協議会のライフサポート事業と併用している例はあるか。
- 担当課 多くはないが、併用している。
- 委員 前年の相談データはあるか。今後の傾向が知りたい。
- 担当課 平成27年度からの新規事業のため、前年のデータはない。
- 委員 仕事がない、家賃が払えないという相談から、今後のことがなんとなく心配、という相談まであり、相談内容に温度差があるのではないか。そのような事例はあるか。
- 担当課 相談件数に比べてプラン策定人数が少ないことから分かるように、一回相談に来てみて終わる方も多くいる。収入が不安という相談には、結構差があると感じている。
- 委員 全国的な傾向と比べて、大和市の傾向はどうか。
- 担当課 全国的な傾向はすぐには申し上げられないが、国が想定していたよりは、大和市の件数は少ない。これは、アウトリーチや掘り起こしがまだあまりできていないことや、周知がまだ不足していることが考えられる。相談件数は増えてきているので、このまま来年度も増加すると考えている。
- 委員 プラン策定による支援決定数に対する就労者数の人数が多いことを考えると、就労相談に対するニーズが高いと考えられる。このことから、任意事業である就労準備支援事業を行う予定はあるか。
- 担当課 任意事業については常に検討しており、今年度は、もし事業者に委託するとしてどのくらいのニーズがあるのか探っていた。今のところ、一般就労に向けて訓練等の準備が必要な方はあまりいないと考えている。社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、まずは福祉施設で少し働いてみる、といった事例は少しある。もう少しニーズが多ければ、事業として検討していく。

委員 母子家庭の貧困率は非常に高いので、任意事業だが子どもの学習支援について検討してほしい。

担当課 本市では寺子屋事業を全小学校で取り組んでいる。中学校においても、できれば各中学校でそのような事業を実施したいと考えている。

委員 こども食堂をやっている団体等と連携できると良いと思う。

4. 大和市社会福祉会館条例の廃止について（報告）

事務局より進捗状況について説明。利用していた団体が、生涯学習センターや自治会館等で引き続き活動できるよう調整し、12月末で閉館した。1月からは解体工事をしており、4月までを予定している。その後の跡地利用については、災害時に利用できる公園にするという希望があったので、所管のみどり公園課が調整会議を実施している。9月以降に着工する予定。

5. 今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明。今年度は今回が最後。来年度は平成28年6月頃に第1回社会福祉審議会を開催予定。

6. その他

事務局 この場を借りて、お礼を述べさせていただきます。皆様には平成26年6月1日から2年間の任期で社会福祉審議会の委員をお願いしておりましたが、このメンバーでの審議会は今回が最後になります。これまで地域福祉計画の進行管理や、社会福祉会館の諮問・答申等いろいろな議事についてご審議いただき誠にありがとうございました。次期改選については、各団体から改めてご推薦いただくこととなりますのでよろしくお願い致します。本当にありがとうございました。

7. 閉会

以上